

5.【居室の出入口】

利用者が円滑に出入りできるよう、共同住宅及び寄宿舎を除く居室の出入口の整備に関する基準である。
居室に複数の出入口がある場合は、そのうちの1以上についてこの基準に適合させること。

(規則第3条第一号オ)

オ 居室の出入口のうち1以上の出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。

5.1.幅

居室の出入口の幅は80cm以上とすること。
幅の寸法の考え方については、1.6.1.と同様である。

5.2.戸及びその前後の部分の構造

戸及びその前後の部分の構造については1.6.2.と同様である。

5.3.段差の解消

居室の出入口の段差の解消については1.6.3.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【居室の出入口】

居室の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること（共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。）。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差を設けないこと。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

6.【公会堂等における客席の車いす使用者が利用できる部分】

車いす使用者が、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場の客席を利用できるようにするための基準である。

車いす使用者が利用できる部分とは、車いす使用者が車いすに乗ったまま観覧等ができる場所（以下「車いす使用者用客席」という。）及び出入口からそこに至る通路をいう。

(規則第3条第一号カ)

カ 公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場の客席には、車いす使用者が利用できる部分を設けること。

6.1.車いす使用者用客席の床

車いすが安定した状態で静止するよう、車いす使用者用客席の床は、平たんとする必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】

車いす使用者が利用することができる部分は、次に定める構造とすること。

- (1) 床は、平たんとすること。

6.2.車いす使用者用客席の寸法

車いすの寸法、隣席との関係を考慮し、車いす使用者用客席の寸法は、幅及び奥行きをそれぞれ85cm及び1.2m以上とする必要がある。

なお、この寸法は、他の法令で確保することが求められている通路等の寸法と兼ねることはできない。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】

- (2) 車いす使用者が利用することができる部分1につき、幅85センチメートル以上、奥行き1.2メートル以上である空間を確保すること。

6.3.車いす使用者用客席の数

車いす使用者用客席の数は、全体の客席数に応じ、次の表に掲げる数以上とすること。

なお、客席が可動式や収納式である場合は、その数も全体の客席の数に含める。

また、設置する場所は特に規定していないが、車いす使用者の利便性や安全性確保とともに、中央や前列でも観覧できるように配慮する必要がある。

全体の客席の数	車いす使用者用客席の数
100席以下のもの	1席
100席を超え400席以下のもの	2席
400席を超えるもの	$2 + (\text{全客席数} - 400) \div 200 \text{席}$ （小数点以下は切り上げ。）

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】

- (3) 車いす使用者が利用することができる部分の数は、客席の数が100以下の場合は1以上、100を超え400以下の場合は2以上、400を超える場合は2に400を超える席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1を乗じて得た数を加えた数以上とする。

6.4.通路の幅

客席の出入口から車いす使用者用客席に至る通路の幅については、1.1.1.と同様である。

通路が複数ある場合は、そのうちの1以上のものについて整備すればよいが、車いす使用者が主として利用する通路にすべきである。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】

- (4) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路のうち1以上の通路の幅は、1.2メートル以上とすること。

6.5.傾斜路

客席の出入口から車いす使用者用の客席に至る通路に段差がある場合は、傾斜路を設けること。

車いす使用者用の客席は、できるだけ段差を設けなくてよい位置に設けるべきである。

6.5.1.幅

傾斜路の幅については、1.2.1.と同様である。

なお、段を併設する場合は、比較的狭い空間を短時間に多くの人が移動すること等が考えられることから、併設する段による迂回経路は外部の規定より簡潔である必要がある。

6.5.2.勾配

傾斜路の勾配については、1.2.2.と同様である。

6.5.3.表面仕上げ

傾斜路の表面仕上げについては、2.1.3.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場及び観覧場における客席の車いす使用者が利用できる部分】

(5) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路に高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。

ア 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。

イ 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。

ウ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

7.【便 所】

利用者が、便所を快適かつ円滑に使用できるようにするための基準である。

便所を設ける場合は、1以上（男子用と女子用を分けて設ける場合はそれぞれ1以上）のもの（以下、「基準に適合させるべき便所」という。）についてこの基準に適合させること。

基準に適合させるべき便所には、車いす使用者が円滑に利用することのできる便房（車いす使用者用便房）を設けなければならないが、これを独立して別に設ける場合は、基準に適合させるべき便所の中にこれを設けないことができる。

なお、公園に設ける便所については、この規定によらず、規則第3条第三号及び別表第3の定めによること。

（規則第3条第一号キ）

キ 1以上の便所（第三号に規定する公園に係るものを除く。）は、次に定める構造等とすること。

(1) 障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。

7.1.出入口の幅

便所の出入口の幅は、80cm以上とする。

幅の考え方は1.6.1.と同様である。

7.2.傾斜路

便所の出入口に高低差がある場合は、高齢者、障害者等の通行に際して支障とならないよう以下の構造の傾斜路を設ける必要がある。なお、出入口に扉を設ける場合は、扉の前後には平たん部を設け、扉の直近から傾斜路としないこと。

7.2.1.幅

傾斜路の幅については、1.2.1.と同様である。

7.2.2.勾配

傾斜路の勾配については、1.2.2.と同様である。

7.2.3.表面仕上げ

傾斜路の表面仕上げについては、1.1.2.と同様である。

便所の床は、濡れやすいことから特に注意する必要がある。

7.5.2. 出入口の幅

車いす使用者用便房の出入口の幅は、車いす使用者が出入口に対して斜めに出入りする人が多いことから、85cm以上とする必要がある。

7.5.3. 出入口の戸及びその前後の部分の構造

車いす使用者用便房に設ける戸の構造は原則として引き戸とする。手動式引き戸の場合は、通過する際に自然に扉が閉まらないようストッパーを設けた構造とする必要がある。

ただし、構造上引き戸にできない場合は外開き戸とすることができる。内開き戸は、車いす使用者が便房内で転倒した場合に、体や車いすがじゃまになって戸が開かず、救出が困難になるので設けてはならない。戸の前後の部分の構造については1.6.2.と同様である。

7.5.4. 段差の解消

便房の出入口の段差の解消については1.6.3.と同様である。

7.5.5. 洋風便器及び手すり

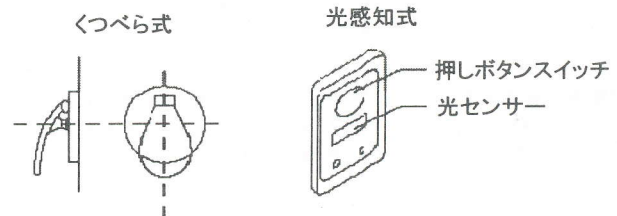
車いす使用者用便房には、腰掛けて利用できる洋風便器を設け、その両側には車いす使用者が車いすと便器の間を移乗できるよう手すりを設ける必要がある。手すりは、固定式、可動式のどちらでもよいが、車いす使用者用が円滑に利用できるものとする。

7.5.6. 大便器洗浄装置

車いす使用者用便房に設ける大便器の洗浄装置は、車いす使用者はもとより、手指に障害のある利用者等が円滑に操作できるよう、原則としてくつべら式、光感知式とする必要がある。

ただし、タンク方式を採用している場合等でこれらを設置できない時は、操作レバーの先にゴム玉又はリング付鎖等をつるし、レバー操作を行い易くした方式とすることができる。

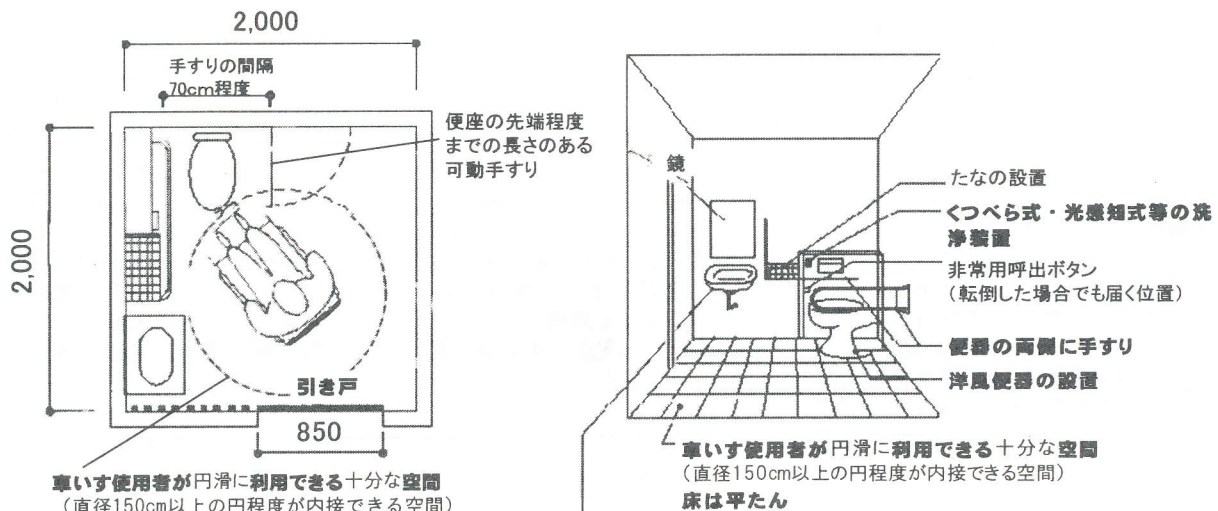
大便器洗浄装置の例



7.5.7. 床

車いす使用者用便房の床は、わずかでも勾配があると車いす使用者が利用する際に障害となるので、排水のための水勾配を設ける場合であっても、できる限り水平とする必要がある。

車いす使用者用便房の設備例



洗面器または手洗い器を設置する
洗面器とした場合は、車いす使用者のひざが下に入るものとする

※太字は整備基準

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

- (5) 次に掲げる構造及び設備を有する便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を1以上設け、便房の出入口付近にその旨を標示すること。
- ア 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。
 - イ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口を引き戸（構造上引き戸とすることができない場合には、外開き戸）とし、その前後に高低差を設けないこと。
 - エ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - オ 洋風便器を設けること。
 - カ 便器の両側に手すりを設けること。
 - キ くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。
 - ク 床は、平たんとすること（水勾配を設ける場合で車いす使用者が利用する際に支障とならない場合を除く。）。

7.6. 車いす使用者用便房のある便所の出入口の戸及びその前後の部分の構造

車いす使用者用便房を設けた便所の出入口の戸及びその前後の部分の構造は1.6.2. 同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

- (6) 車いす使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差を設けないこと。

7.7. 洋風便器

床面積が1,000㎡以上の建築物に設ける便所又は公衆便所にあつては、車いす使用者用便房に設けるものを除き、2以上の大便器を設ける場合は、そのうち1以上のものを洋風便器とすること。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

- (7) 床面積が1,000平方メートル以上の建築物に設ける便所又は公衆便所に2以上（車いす使用者用便房に設けるものを除く。）の大便器を設ける場合は、1以上は洋風便器とすること。

7.8. 乳幼児用の設備

乳幼児を連れた利用者が便所を利用しやすくするために、公衆便所又は次に掲げる建築物で床面積が1,000㎡を超えるものの便所に乳幼児用の設備を設けることを求める基準である。

- 博物館、美術館又は図書館
- 病院又は診療所
- 公会堂又は集会所
- 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は展示場
- 飲食店又は物品販売業を営む店舗
- 国、県、市町村等がその業の用に供する建築物

これらの設備は車いす使用者用便房内に設けてもよいが、車いす使用者が利用できる十分な空間が確保できるように配置すること。

（規則第3条第一号キ）

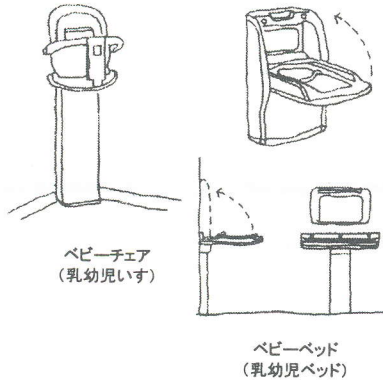
- (2) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）の便所又は公衆便所には乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）及び乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつの交換をすることができる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を設けること。
- （ア）博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、飲食店、物販販売業を営む店舗
 - （イ）次条第二号アに掲げる建築物

7.8.1. ベビーチェア

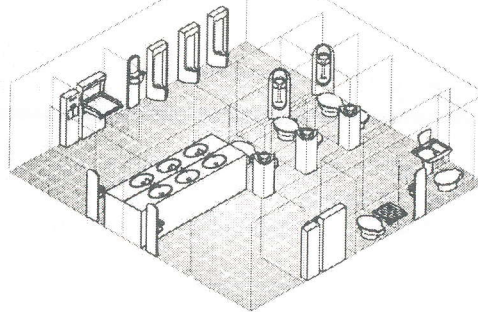
乳幼児を安全に座らせられるベビーチェアを1以上の便房内に設け、その旨を標示すること。

7.8.2. おむつの交換場所

乳幼児のおむつを交換するためのベビーベッドを設けること。ただし授乳場所等に設けられている場合は、この限りでない。



乳幼児いす、乳幼児ベッドを設けたレイアウト例



建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

(8) 第3条第1項第一号キ(2)に規定する便所は、次に掲げるものとする。

- ア 1以上の便房には乳幼児いす等を設け、便房の出入口付近にはその旨を標示すること。
- イ 乳幼児ベッド等を設けること（便所以外の場所に設ける場合を除く。）。

7.9. オストメイトのための設備

床面積が10,000㎡を超える物品販売店舗、飲食店、病院、集会場、展示場等及び国、県、市町村等の建築物においてオストメイトが、不便なく施設を利用できるようにするための基準である。

これらの施設に設ける便所には以下のオストメイトのための設備を設け、このことを案内する標示を設けること。この設備を車いす使用者用便房の中に設ける場合は、車いす使用者が利用できる十分な空間が確保できるように配置しなければならない。



案内標示の例

オストメイト：ストーマを持つ人たちをオストメイトと呼び、自分の意志で排便、排尿したり止めたりすることができません。したがって、便や尿を集めるバッグ（パウチ）を付けて管理し、日常生活を送っています。

ストーマ：人工肛門、人工膀胱をストーマといい、手術によって腹壁に造られた排泄口をさします。

パウチ：ストーマからの排泄物を蓄える袋（蓄便袋、蓄尿袋）

（規則第3条第一号キ）

(3) 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が10,000平方メートル以下のものを除く。）に設ける便所には、人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための設備を設けること。

- (一) (2) (一) に掲げる建築物
- (二) 次条第二号アに掲げる建築物

7.9.1. オストメイト用洗浄設備

オストメイトが使用するパウチを洗浄できる水栓を設けるとともに、排水管は汚物を適切に流せるものとする。水栓は、オストメイトが腹部を拭く際にも利用するので温水であることが望まれている。

7.9.2. 荷物を置くための棚

オストメイトがパウチを洗浄する際に両手を使うことから、荷物を置くための棚等を設ける必要がある。

7.9.3.衣服掛けの金具

オストメイトは衣服だけでなくパウチを一時的に掛けることから、金具は2以上設ける必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【便所】

(9) 第3条第1項第一号キ(3)に規定する便所には次に掲げるオストメイトのための設備を設け、出入口付近にその旨を標示すること。

ア オストメイトが使用するパウチ等を洗浄する設備

イ 荷物を置くための棚その他の設備

ウ 2以上の衣服を掛けるための金具等

8.【附属する駐車場】

自動車を利用する車いす使用者が、円滑に駐車でき、また、そこから建築物の出入口まで安全かつ円滑に移動できるようにするための基準である。

駐車場を設ける場合は、1以上のものについてこの基準に適合させること。

(規則第3条第一号ク)

ク 附属する駐車場（機械式ものを除く。）には、1以上の車いすを使用する者が乗車する自動車を駐車することができる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。

8.1.車いす使用者用駐車施設の構造

車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者が円滑かつ安全に利用できるよう以下に定める構造とすること。

8.1.1.位 置

車いす使用者駐車が利用できる駐車施設は、建物の出入口にできるだけ近い位置（屋内駐車場ではエレベーターホール入口付近など）に設けること。出入口付近に設けられない場合は、駐車場のうち最も近い位置に設けること。

8.1.2.寸 法

車いす使用者用駐車施設は、幅を3.5m以上確保する必要がある。この幅は、普通自動車のドアを全開した状態で車いす使用者が車いすと運転席の間を容易に移乗し乗降できる寸法であり、また、普通車の幅に、車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅1.4m以上）を見込んだ寸法でもある。

8.1.3.床面又は地面の水平

車いす使用者用駐車施設とその付近の床面又は地面は、車いす使用者が車いすと運転席の間を安全に移乗にできるよう、できる限り水平にする必要がある。これは、車いすのストッパーが効いていなかったり、効いていても車輪を軸にキャスターが振れて動くことを防ぐためである。

8.1.4.案内標示

駐車台数が20台以上である場合には、駐車施設の1以上を車いす使用者専用のものとし、その旨を標示すること。なお、この案内表示は路面に国際シンボルマークを塗装表示する場合が一般的であるが、遠くからでもわかりやすくするため、加えて運転席からも判別できる大きさの立て看板を設けることが有効である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

1 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる構造又は設備を有すること。この場合において、自動車の駐車台数が20台以上である場合には、1以上は、車いす使用者が乗車する自動車の専用とし、その旨を標示すること。

(1) 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。

(2) 幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 床面又は地面を水平とすること。

8.2. 車いす使用者駐車施設から建築物の出入口へ至る通路

8.2.1. 通路の幅

通路の幅については、1.1.1.と同様である。

8.2.2. 表面仕上げ

通路の表面仕上げについては、1.1.2.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

2 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路（車路を含む。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

8.3. 傾斜路

通路に高低差がある場合は、1.2.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

3 2に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。

- (1) 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。
- (2) 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
- (3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。
- (4) 傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合を除く。）。
- (5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (6) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

8.4. 排水溝等がある場合の措置

通路に排水溝等がある場合は、1.5.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

4 2に規定する通路又は3に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとすること。

8.5. 出入口の構造

車いす使用者が車いす使用者用駐車施設から通路を経由して利用する建築物の出入口は、必ずしも建築物の主たる出入口とならない場合がある。主たる出入口以外に誘導する場合には、車いす使用者が利用するにあたり、最低限の有効寸法が確保されているなどの措置が必要である。

8.5.1. 幅

主たる出入口以外の出入口で、車いす使用者が車いす使用者用駐車施設から通路を経由して利用する建築物の出入口は、その幅を80cm以上とすること。

幅の考え方については、1.6.1.と同様である。

8.5.2. 戸及びその前後の部分の構造

戸及びその前後の部分の構造については、1.6.2.と同様である。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【附属する駐車場】

5 2に規定する出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

9.【案内標示等】

障害者、高齢者等の誘導に配慮した案内標示等の措置を講ずることを求めた基準である。

（規則第3条第一号ケ）

ケ 視覚障害者を誘導するための線状の突起のついたブロックその他これに類するもの（周囲の床材の色と明度の差の大きい色のものその他の周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「線状ブロック等」という。）若しくは視覚障害者の注意を喚起するための点状の突起のついたブロックその他これに類するもの（周囲の床材の色と明度の差の大きい色のものその他の周囲の床材と識別しやすいものに限る。以下「点状ブロック等」という。）及びこれらを組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は障害者、高齢者等の誘導に配慮した案内標示若しくはこれに代わる必要な措置を講ずること。

9.1.線状ブロック及び点状ブロック

視覚障害者の利用する経路には、線状ブロックや点状ブロックを組み合わせて敷設し、目的とする場所へ安全かつ円滑に到達できるようにする必要がある。

線状ブロック及び点状ブロックの仕様については、周囲の床材と明度の差の大きいものとする以外に特に規定していないが、JIS T 9251により特記の形状・寸法及びその配列が規定されているのでできるだけ準拠したものとする。

また、それぞれの配列の方法については、各項目の規定による他、経路が屈曲、分岐又は途切れている部分、出入口の扉の直前部分等には、点状ブロックによる注意喚起を、その他の経路の部分には線状ブロックによる誘導を行わなければならない。

9.2.案内標示等

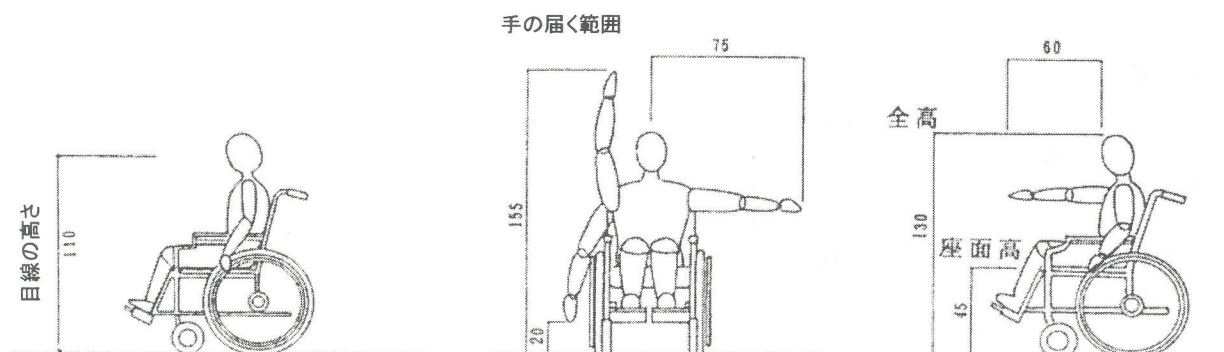
9.2.1.案内標示の文字等

利用や移動を円滑に行えるよう、案内標示に用いる文字や図案は、幼児や知的障害者をはじめすべての人にわかりやすいものとするとともに、色調や明度差により明瞭で見やすいものとする必要がある。また、必要に応じて仮名表示や英語を添えることも必要である。

9.2.2.車いす使用者に配慮した案内標示等

車いす使用者は、その他の利用者に比べて目線の高さが低いこと、手の届く範囲が限られていることから、主として車いす使用者を対象とした案内標示やインターホン等の案内設備は、車いす使用者に配慮した位置又は方向に設ける必要がある。

車いす使用者の人間工学的寸法は以下のとおりである



9.2.3. 視覚障害者に配慮した案内標示等

視覚障害者が案内の内容を認知でき容易に目的地に到達できるよう、主として視覚障害者が利用する案内標示や案内設備には、必要に応じて、点字、触知図、音声による案内設備等を設けること。また、案内標示や案内設備まで視覚障害者誘導用ブロック等により誘導する必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【案内標示等】

案内標示又は案内設備は、前各項目の規定により設置するほか、障害者、高齢者等に利用又は移動に関する情報を的確に提供することができるよう、次に掲げるところにより設けること。

- (1) 案内標示は、標記内容が分かりやすい文字又は図案並びに見やすい色調及び明度とすること。
- (2) 主として車いす使用者が利用する案内標示又は案内設備は、車いす使用者が容易に読みとり又は利用できる位置又は方向に設けること。
- (3) 主として視覚障害者が利用する案内標示又は案内設備は、必要に応じて、点字等による案内標示をする等、視覚障害者が容易に当該部分に到達できるようにすること。

10. 【授乳場所】

乳幼児を連れた利用者が授乳及びおむつの交換ができるよう、次に掲げる建築物で床面積が5,000㎡を超えるものにそのための場所を設けることを求める基準である。

- 博物館、美術館又は図書館
- 病院又は診療所
- 公会堂又は集会所
- 劇場、映画館、演芸場、観覧場又は展示場
- 飲食店又は物品販売業を営む店舗
- 国、県、市町村等がその業の用に供する建築物

授乳場所は、授乳及びおむつ交換の場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難な場合は、待合室等の一部を区画して授乳コーナーとすることができる。

授乳及びおむつ替えができる場所の出入口付近には、その旨が分かりやすい案内標示を行うこと。

案内標示の例



（規則第3条第一号コ）

コ 次に掲げる建築物（これらの床面積の合計が5,000平方メートル以下のものを除く。）には、乳児の授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。

- (1) キ(2)(一)に掲げる建築物
- (2) 次条第二号アに掲げる建築物

10.1. 出入口の構造

出入口の構造については、1.6.と同様である。

10.2. 授乳用いす・乳児用ベッド

授乳のためのいす及びおむつの交換をするための乳児用ベッドを設置すること。これらの位置はベビーカーの通行等に配慮し適切に配置すること。また、乳児用ベッドは、一般にベビーベッドとよばれるものの他収納式のものであってもよいが、おむつを交換する目的から取り付けの方向に留意すること。

10.3. 洗面器又は流し台

授乳場所には、手洗いや調乳（ミルクの温度調整）のために洗面器又は流し台を設ける必要がある。

10.4. 授乳室

母乳を与える場合を考慮し、授乳室には、壁または固定式のついたて等を設け、プライバシーの確保に配慮する必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【授乳場所】

第3条第1項第一号コに掲げる建築物には次に掲げる構造及び設備を有する授乳場所を1以上設けその旨を標示すること。

- (1) 出入口は居室の出入口の項に規定する構造とすること。
- (2) 授乳を行うためのいす及び乳児用ベッド等を設置すること。
- (3) 洗面器又は流し台を設けること。
- (4) 授乳室は、壁又は固定式のついたて等により外部から見通しのできないものとする。

11. 【ホテル・旅館の客室】

ホテル又は旅館で客室の数が50室を超えるものに、車いす使用者が円滑に室内を移動できる空間を確保する他、障害者等に配慮した構造及び設備を設けた客室を1以上設けることを求める基準である。

（規則第3条第一号サ）

サ ホテル又は旅館（客室の数が50室以下のものを除く。）の客室のうち1以上は、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとする。

11.1. 客室内の段

車いす使用者が単独で客室を利用できるよう、客室内には車いす使用者の移動に支障となる段を設けてはならない。踏み込み部分等に段がある場合は、傾斜路としてもよいが、車いす使用者が戸を開閉するために必要な部分の床は水平とする必要がある。

11.2. 客室内の便所

客室内には、車いす使用者用便房を設ける必要がある。内容については、7.5.と同様である。ただし、出入口の幅は80cm以上とすることができる。

11.3. 客室内の浴室

車いす使用者が安全かつ快適に入浴できるよう、客室内の浴室は、次の基準に適合させる必要がある。

11.3.1. 浴槽等の配置

浴室内の浴槽、シャワー、手すり等は、車いす使用者が利用しやすい位置に配置すること。

11.3.2. 空間の確保

浴室内は、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。

11.3.3. 出入口の幅

浴室の出入口の戸の幅は、80cm以上とすること。
幅の寸法の考え方については、1.6.1.と同様である。

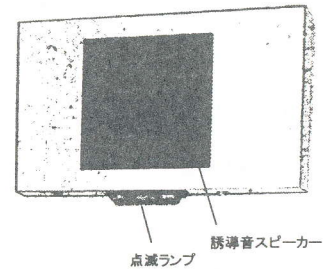
11.3.4.戸及びその前後の部分の構造

戸及びその前後の部分の構造については1.6.2.と同様である。

11.4.非常警報装置等

単独で宿泊している視覚障害者、聴覚障害者が非常時に安全に避難できるよう、点滅機能及び音声誘導機能を備えた非常警報装置を設ける等、避難に支障がないよう配慮する必要がある。これらの設備は、自動火災報知設備と連動して作動するように設置し、作動時に消防設備の電圧低下が生じないようその電源供給に留意する必要がある。

非常警報装置の例



11.5.ドアスコープ

ドアスコープを設ける場合は、車いす使用者が車いすに乗ったまま利用できるよう、一般用のドアスコープとは別に車いす使用者が利用できる高さにもこれを設ける必要がある。また、車いす使用者用に来訪者の顔が見えるよう、ドアスコープは視野の広いものとする必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【ホテル又は旅館の客室】

ホテル又は旅館（客室の数が50室以下のものを除く。）の客室は、1以上を次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 客室内には、車いす使用者の移動に支障となる段を設けないこと。
- (2) 客室内には、便所の項(5)アからクまでに規定する構造及び設備を有する便所又は便房を設けること。この場合において、イ中「85センチメートル」とあるのは、「80センチメートル」と読み替えるものとする。
- (3) 客室内には次に掲げる構造及び設備を有する浴室を設けること。
 - ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、空間が確保されていること。
 - ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - エ 戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- (4) 点滅機能及び音声誘導機能を備えた非常警報装置を設けるなど、視覚障害者及び聴覚障害者の避難上の配慮をしたものとする。
- (5) 客室の入口の扉にドアスコープを設ける場合は、一般用のものに加え、車いす使用者が利用できるものを設けること。

12.【浴室、シャワー室及び脱衣室】

障害者、高齢者等が、次に掲げる建築物における共同の浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室を利用することができるようにするための基準である。

- ホテル又は旅館でその床面積の合計が1,000㎡を超えるのもの
- 公衆浴場

浴室又はシャワー室が複数ある場合は、1以上（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）のものについてこの基準に適合させること。

（規則第3条第一号シ）

シ ホテル若しくは旅館（これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）又は公衆浴場に設ける浴室又はシャワー室及びこれらに附属する脱衣室（ホテル又は旅館の客室に設けるものを除く。）は、障害者、高齢者等が利用することができるものとする。

12.1. 出入口の構造

出入口の構造については、1.6.と同様である。

ただし、インターホンを設け、介助者が常駐して対応する場合は、段差を設けることができる。

12.2. 利用可能な広さ

浴室又はシャワー室及びこれに附属する脱衣室は、それぞれ車いす使用者が利用可能な広さとすること。単に面積だけでなく、脱衣棚や、ブースの配置にも留意する必要がある。

12.3. 浴槽の縁の高さ

浴槽の縁（エプロン）の高さは、車いす使用者が移乗がしやすいよう、洗い場の床面から40cmから45cmとする必要がある。

12.4. 手すり

浴槽、洗い場及びシャワー用の区画にはそれぞれ車いす使用者が利用しやすい位置に手すりを設けること。

12.5. シャワー用区画の腰掛け台

シャワー用の区画には車いすから移乗しやすい高さ40cmから45cmまでの腰掛け台を設けること。

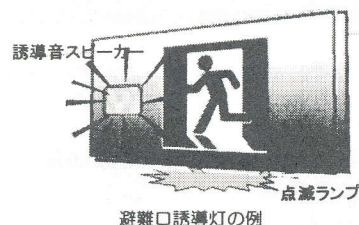
建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【ホテル又は旅館の客室】

第3条第1項第一号シに掲げる建築物の浴室又はシャワー室及び附属する脱衣室（客室に設けるものを除く。）は1以上（男子用女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）を、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- (1) 出入口は、居室の出入口の項に規定する構造とすること。ただし、やむを得ず段差を設ける場合には、インターホンを設け介助者が常駐すること。
- (2) 車いす使用者が利用可能な広さを有すること。
- (3) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、40センチメートルから45センチメートルまでとすること。
- (4) 浴槽及び洗い場に手すりを設けること。
- (5) シャワー用の区画に手すりを設けること。
- (6) シャワー用の区画に高さ40センチメートルから45センチメートルまでの腰掛け台を設けること。

13. 【避難設備】

床面積が1,000㎡を超えるホテル又は旅館に設ける避難口誘導灯は、聴覚障害者や視覚障害者の避難に支障が生じないよう点滅機能と音声誘導機能の両方を備えたものとする必要がある。この設備を設ける位置等は、所管する消防署の指導により設けるものとする。



（規則第3条第一号ス）

ス ホテル又は旅館（これらの床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）の避難に関する誘導設備は、障害者、高齢者等の避難に関して配慮したものとする。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【ホテル又は旅館の客室】

ホテル又は旅館（床面積が1,000平方メートル以下のものを除く。）の避難口誘導灯等は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものを適切な位置に配置すること。